

# 水痘(みずぼうそう)予防接種説明書

## 1. 予防接種の対象となる病気

### ◆ 水痘 (みずぼうそう)

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスというウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、その潜伏期間は感染から2週間程度と言われています。発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は紅斑(皮膚の表面が赤くなること)から始まり、水疱、膿疱(粘度のある液体が含まれる水疱)を経て痂皮化(かさぶたになること)して治癒するとされています。

水痘は主に小児の病気で、9歳以下での発症が90%以上を占めると言われています。小児においては、高熱に伴う熱性痙攣や、肺炎、気管支炎等の合併症により重症化することがあります。

また、水痘に感染した場合、初感染後は生涯、宿主の脳神経節や脊髄後根神経節に潜伏感染するため、加齢や免疫抑制状態等で再活性化して帯状疱疹を発症することがあります。

## 2. 水痘(みずぼうそう)ワクチン(生ワクチン)

ウイルスを弱毒化して作った生ワクチンです。水痘ワクチンの1回の接種により重症の水痘をほぼ100%予防でき、2回の接種により軽症の水痘も含めてその発症を予防できると考えられています。

なお、水痘にかかったことのある方は、水痘に対する免疫を獲得していると考えられておりますので、基本的には水痘の定期接種の対象外となります。

## 3. 副反応

健康小児、成人ではほとんど認められませんが、時に発熱、発疹が見られ、まれに局所の発赤、腫脹、硬結が見られます。

## 4. 接種時期

1歳～3歳に至るまでの間に3ヵ月以上の間隔をおいて2回接種します。標準的には、生後12ヵ月～生後15ヵ月に至るまでの間に初回接種を行い、6ヵ月～12ヵ月に至るまでの間隔を置いて1回接種します。

※水痘にかかったことのあるお子さんは定期接種の対象外です。

## 予防接種を受けるに際し、次のことに十分注意のうえお受けください。

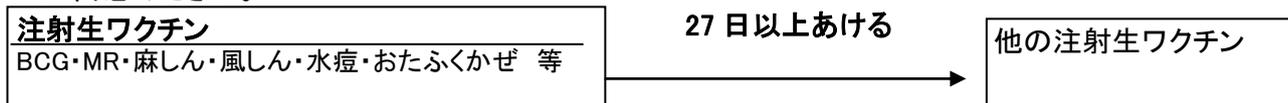
- 予診票は、接種を受けるお子様の当日の健康状態を保護者の方が責任をもってご記入ください。  
(各項目の記入漏れがないようご注意ください)
- 説明書及び下記の注意事項をご理解のうえお受けください。

(1) 予防接種を受けられないお子さんは、次のようなお子さんです。

- ① 明らかに発熱のある人(37.5℃以上の方)。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。
- ③ その日に受ける予防接種によって、または予防接種に含まれている成分で※ アナフィラキシーを起こしたことがある人。
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した場合。

※アナフィラキシーとは、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。

(2) 予防接種の効果や安全性を確保するため、異なる種類のワクチンを接種する際は、次のことにご留意ください。



上記以外では、異なる種類のワクチン接種間隔は制限なし

(3) 接種後の一般的注意事項は次のとおりです。

- ① 接種当日は過激な運動はさけてください。
- ② 接種後生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意してください。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、わざと注射した部位をこすことはやめ清潔にたもってください。
- ④ 局所の異常な反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の判断をお受けください。
- ⑤ 接種後、高熱・けいれん・不機嫌等の異常な症状をあらわした場合は速やかに医師の診察を受けてください。

(4) 予防接種による健康被害救済制度

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、給付を受けられる可能性があります。

※その際には、健康増進課までご相談ください

(健康増進課 電話 0285-22-9526)